

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.005

処 分 名	保安上危険となる特殊建築物に対する勧告措置の命令
処 分 の 概 要	建築物の敷地、構造又は建築設備が、「そのまま放置すれば将来的に著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあるもの」について、これらの危険性や有害性を排除するために必要な措置を講ずることができるとを定めたものです。潜在的に危険や害の程度が高い既存不適格建築物について、保安上・衛生上の危険や害の程度が「著しく」なる前に特定行政庁が予防的に措置を行うための勧告を受けた建築物の所有者等がなんらの措置もとらなかった場合には是正のための命令をするものです。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 2 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)

第十条 1 省略

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3～4 省略

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋